

# 子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割について

H28. 3. 1

☆平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、関係する各主体の役割を明らかにしました。

☆この内容については、新居浜市子ども・子育て会議で審議し、承認されたものです。

☆各主体の比率は、同会議委員のほか、市内の認定こども園、公・私立保育園、地域型保育事業所での回答結果を単純集計・平均し客観化したものですので、みなさんで考えていただくための参考数値です。

区 分	各主体の比率	各主体において果たすべき具体的内容	備 考	
子ども・子育て支援新制度に基づく各主体	保護者 [家庭]	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢子どもに愛情を注ぎ、自尊感情を高めること</li> <li>➢子どもの健康と衣・食・住の生活を保障すること</li> <li>➢早寝・早起きなど基本的な生活習慣を身に付けさせること</li> <li>➢躰、礼儀、マナー、社会のルールなどを教えること</li> <li>➢近隣を含めた地域社会との関わりを持つこと</li> </ul>	子育ての第一義的責任について保護者自身が認識することが起点
	施設 [保育所等]	20.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢保育所及び幼稚園での保育と教育を適切に提供すること</li> <li>➢集団の中で子どもの心身の健全な発達を図ること</li> <li>➢保護者を支援し、家庭での子育てを補完すること</li> <li>➢子育て家庭と地域社会との連携機能を果たすこと</li> </ul>	連携機能としては、地域社会の中で子育て家庭が孤立しないように配慮することが重要
	行政 [自治体]	15.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢子育て家庭に対する経済的な援助を行うこと</li> <li>➢安心して子育てできる環境(ソフト・ハード)を整備すること</li> <li>➢子育て支援のための連携体制を整備すること</li> <li>➢要支援家庭に対する施策の充実を図ること</li> </ul>	ソフト面には法的な整備を含む子育て支援のため連携は、庁内及び市内の各種関係機関・団体等を含む
	事業者 [企業等]	10.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢働く保護者の生活安定に資する給与を支払うこと</li> <li>➢働きやすい環境を整備し、ワークライフバランスを図ること</li> <li>➢事業所内における託児施設の整備に努めること</li> <li>➢地域社会と関わり、地域へ貢献すること</li> </ul>	イクメンやイクボスなどの普及促進を図ることが必要
	住民 [地域]	5.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢気軽な声かけやあいさつをすること</li> <li>➢子どもと子育て家庭を見守ること</li> <li>➢異世代間の交流を図る機会と場をつくること</li> <li>➢地域の人材を活用した各種子育て支援活動を行うこと</li> </ul>	地域人材では、元気高齢者の活躍の場を設けることが必要
合 計	100.0%	<p style="text-align: center;">【 子ども・子育て支援法 第2条 】</p> <p>子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。</p>		